

# 大館市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、大館市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び協議事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき
- (3) 公益上必要があると認めるとき

(協議事項等)

第5条 会議は、次の事項について協議及び調整を行う。

- (1) 教育振興施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(議事録)

第6条 会議終了後、遅延なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を教育委員会教育総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。